

報道関係者 各位

令和7年1月29日

【照会先】

第三部会担当審査総括室

室長 川又 修司

(直通電話) 03-5403-2205

コーシンコーポレーション外1社不当労働行為再審査事件 (令和6年(不再)第5号) 命令書交付について

中央労働委員会第三部会(部会長 石井 浩)は、令和7年1月28日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～ 会社らが、組合員に対し、加入している労働組合から脱退するよう勧奨したことは、支配介入に当たるとされた事例 ～

会社らは、連名で組合から脱退することを勧告する内容の文書を作成し、B社長自らが、これを示しながら、組合員5名に対して個別に組合からの脱退を勧奨したものであるから、本件行為は、組合の人的基盤を弱体化するおそれのある行為であり、組合の運営に対する支配介入に当たる。

I 当事者

再審査申立人：有限会社コーシンコーポレーション（Y1社）（堺市）

再審査申立人：株式会社イースト（Y2社）（堺市）従業員は、全員Y1社に出向

再審査被申立人：全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（組合）（大阪市）

II 事案の概要

- 1 本件は、Y1社及びY2社（会社ら）が、令和5年4月12日及び同月13日にY2社から出向しY1社で就労する労働者であって、組合の組合員5名に対し、個別に面談し、「貴殿が加入している組織から脱退することを勧告致します。」と記載した文書（本件勧告書）を提示し、Y1社は申立外大阪広域生コンクリート協同組合（広域協）から仕事の全てをもらっており、広域協の意向は無視しにくいところ、広域協からこのような依頼があったなどと述べて、組合からの脱退を勧奨したこと（本件行為）は不当労働行為であるとして、大阪府労委に救済申立てがあった事件である。
- 2 初審大阪府労委は、本件行為は、労働組合法（労組法）第7条第3号の不当労働行為に該当するとして、会社らに対し文書交付を命じる旨の初審命令書を交付したところ、会社らは、これを不服として再審査を申し立てたものである。

III 命令の概要

1 主文（初審の救済命令を維持）

本件再審査申立てをいずれも棄却する。

2 判断の要旨

(1) 争点（Y1社の常務取締役（当時）であり、Y2社の代表取締役であるB氏（B社長）が、令和5年4月12日及び同月13日に、Y2社の従業員（Y1社に出向）である組合員5名に対し、当該組合員が加入している組合から脱退するよう本件勧告書を示して勧奨したこと（本件行為）は、労組法第7条第3号の不当労働行為に当たるか）について

ア 会社らは、連名で本件勧告書を作成し、B社長自らが、これを示しながら、組合員5名に対して個別に組合からの脱退を勧奨したものである。本件行為は、組合員5名に組合からの脱退を促して組合の人的基盤を弱体化するおそれのある行為であり、組合の運営に対する支配介入に当たる。

イ これに対し、会社らは、本件行為は広域協からの依頼を契機としてされたものであり、B社長は、組合からの脱退を任意に検討してもらう趣旨で「考えてみてほしい」と述べたにすぎず、本件勧告書も事情を説明するための資料にすぎなかったことなどからすれば、B社長に支配介入の意思はなかったなどと主張する。

ウ しかしながら、広域協からの依頼はあくまでも「依頼」であり、組合からの脱退を勧奨する本件行為は、会社らの判断で行われたものである。また、本件勧告書には、「当社は貴殿に対し、貴殿が加入している組織から脱退することを勧告致します。」と記載されているのであるから、同文書が事情を説明するための文書にとどまるものでないことは明らかである。さらに、B社長は、組合員5名に対し、本件勧告書を示しつつ、組合からの脱退を自分なりに考えてみてくれと述べたのであるから、これが支配介入に当たることは明らかである。

エ したがって、B社長に支配介入の意思はなく、本件行為は不当労働行為に当たらないとする会社らの主張を採用することはできない。

(2) 救済方法について

会社らは、本件行為による脱退勧奨におけるY2社の立場は名目的、形式的、副次的なものであるから、同社に対してまで謝罪文の交付を命ずる必要性はない旨主張する。

しかしながら、本件行為者のB社長は、組合員5名の雇用主であるY2社の代表取締役でもあることやY2社はY1社と共に本件勧告書の作成名義人になっていることに加え、Y2社は、協定書において、組合及び分会に対し不当労働行為を行わない旨を約束していることなどの事情を考慮すると、Y2社に対しても、文書交付を命ずるのが相当である。

【参考】

初審救済申立日	令和5年5月16日（大阪府労委令和5年(不)第24号）
初審命令交付日	令和6年2月5日
再審査申立日	令和6年2月14日